各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数(9月末 暫定値)534件(昨年同期比-29件)

1 主な犯罪

〇空き巣

10件(-5件)

〇自転車盗

104件(-10件)

○車上ねらい

11件(-16件)

〇部品ねらい 41件(+13件)

29,000,000円

0円

- 〇オートバイ盗 19件(-4件)

被害金額

特殊詐欺 26件(9月末 暫定値) 被害総額 36. 429. 000FJ

(内訳)

オレオレ詐欺 16件 預貯金詐欺 2件

融資保証詐欺 0件 架空料金請求詐欺 1件 還付金詐欺

キャッシュカード詐欺盗 7件 その他の手口

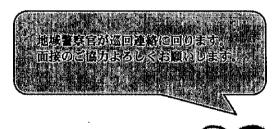
被害金額 1,000,000円 被害金額 被害金額 100,000円 0件 被害金額 被害金額 6,329,000円 0件 被害総額

(令和4年9月末 現在) ※町名別特殊詐欺発生状況

<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
町名	件数	町名	件数
井土ケ谷上町		真金町	
井土ケ谷中町	2	清水ケ丘	2
井土ケ谷下町	2	西中町	_
浦舟町		西 中 町 前 里 町 大 橋 町	
永楽町		大 岡	2
永田みなみ台	5	大 橋 町	2 1 1
永田山王台 永 田 台	_	中村町	1
永 田 台		中島町	
永 田 東		中里	
永 田 南	1	通 町	1
永 田 北		唐沢	
榎 町	<u>2</u>	東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏 見 町	
共 進 町		二葉町	
庚 台		日枝町	
弘明寺		日白白 八 町 町 平 楽	
高根町		白妙町	
高砂町三春台		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
蒔田町	1	睦 町	1
若宮町		堀ノ内町	T
757 By		= ## ##	

新川町 その他







- ・9月に入ってから南区内では、不審者の情報を多く認知しています。 警察車両を使った夜間のパトロール等実施していますが、不審者を見かけた 場合は、すぐにコンビニ等に避難し、110番通報をしましょう。
- ・特殊詐欺の認知は先月から6件増加しました。南区では毎日のように前兆 電話がかかることから、これを機に迷惑電話防止機能付電話の購入を検討して はいかがでしょうか。

担当:南防犯協会事務局(南警察署内:生活安全課)

電話:045―742―0110(代表)

- 《10月》 宗和4年9月末現在

南区時間帯別発生状況

発生件数

-274	5690 279	5416 246	横浜市内南区内
-274	0699	5416	横浜市内
-224	15501	15277	#奈川県内
增減数	令和3年		

20 8 30 20

5 8

80

56

4

死者数

増減数	-20	9	6–3	
命和3年	96	16	4	
令和4年	. 9 <i>L</i>	21	1	
	第二月	黄浜市内	南区内	

9

貝儒者数

* Barros

*HOZZ ST

* BOP CO

*****Ø_₹

南区事故類型別発生状況

奈川県内 16824 17103 -279

南区関係事故

横断步道横断中

追越追抜き時

追

出会い頭

右左折時

	85 103	14 18	92 92	67 79
	湿	供	編車	五車小

100

8

9

\$

20

84

梅糖聚器 かいの お知り

10月22日(土)から31日(月)までの10日間「ちょっとだけ) 甘えが招く 通学路や生活道路 迷惑駐車」をスローガンに違法駐車追放強化期間として、通学路や生活等の危険性の高い駐車違反の指導取締りを推進します。 一人ひとりが交通ルールを守り、安心安全な街づくりを目指しましょう。

南区町名別発生状況

***** (?

S.

	命和4年 帝和3年	令和3年	増減数		命和4年	令和3年 <mark>增減数</mark>	増減数
万世町	1	4	က	平楽。『》	· 1	1	0
三春台	0	3	-3	庚台	1	, _	0
中島町	3	2	+1	弘明寺	0	0	0
中村町澤町	9	12	9-	弘明寺町。	-	2	T
事中	11	13	-2	新川町 李沙	4	2	+2
学。 迪雷电	0	0	0	日栈町	0	2	-5
	0	3	-3	李蔣田町	4	1	+3
并土力谷正町	2	9	7	模町。李二	4	1	+3
并土允各下町	8	13	-5	永樂町。	3	9	-3
并土力各中町	9	9	0	永田みなみ台	0	0	0
伏見町。	0	-	T	永田北	11	က	8+
八幡町	1	2	-	永田南 🛒	2	7	5
未必開	34	21	+13	永田岩	0	2	-2
北進町を	2	8	-3	条田川王号	2		;-
别所	61	18	ļ+	永田東 🐑	10	8	+2
別所中里台	1	0	+1	三三四 年期	L	11	-4
前里町。	6	11	-2	清水尓丘	4	ŀ	+3
南吉田町警	ŀ	3	7-		1	7	-1
南太田》	11	14	-3	。	9	1	+2
岩野町学	9	11	-5	真金町。	4	8	7
唐沢	0	1	-1	睦町	8	16	8-
堀7内町	4	þ	0	《四半字】	1	ŀ	0
大岡・・・	10	10	0	🥦 山邑杲	0	8	-3
大橋町	ı	2	Į-	- 二二四甲	1	7	1-
宫元町。	6	10	1- :		0	1	-1
宿町金巻	2	2	0	運町	8	E	+2
1000年1月	0	- 5	-5	高根町	7	9	+2
 山谷	. 0	-	T	高砂町	3	9	7-

2 ふん おこり ひんりかん 安全は

交通罪 神奈川県南警察署

0

~~

0

I N 4

<u>_</u>

S 4 0

令和4年 火災·救急概況

南 消 防 署 1月1日~ 9月30日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減
火災件数	.17	36	△ 19
建物	13	25	△ 12
火 林 野	0	0	0
災 車 両 種 船 舶	0	_ 2	Δ2
種 船 舶	0	0	0
別 航空機	0	0	0
その他	4	9	△ 5
焼損床面積(m)	46	220	△ 174
死 者(人)	0		\triangle 2
負 傷 者(人)	3	6	△ 3
主 放火(疑い含む)	6	12	△ 6
たばこ たばこ	3	5	△ 2
火 こんろ 原 配線器具	2	7	△ 5
原配線器具	2	2	0
因電気機器	11	3	△ 2
救急出場件数	11,502	9,645	1,857
救 急 病	8,474	6,975	1,499
救 急 病 急 一般負傷 重 交通事故	1,906	1,628	278
	369	317	52
別その他	753	725	28

2 横浜市火災•救急状況

<u> </u>	1男/六リ 入火 7人	<u> </u>		
	区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減
ッ	、災件数(件)	466	536	△ 70
烘	E損床面積(㎡)	3,752	7,563	△ 3,811
歹		9 (2)	15 (0)	△ 6
鱼	頁 傷 者 数 (人)	73	86	△ 13
救	急出場件数 (件)	182,021	151,764	30,257
救	急 病	130,768	105,838	24,930
救急	一般負傷	31,220	26,740	4,480
種	交通事故	6,487	6,298	189
別	その他	13,546	12,888	658

^{*} 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災·救急状況

	1丁収1	<u> 즈 끼</u>	<u> </u>	<u> 忍认沉</u>				
		別		火 災			救 急	•
区	分		令和4年	令和3年	増△減	令和4年	令和3年	増△減
	鶴	見	39	37	2	13,638	11,304	2,334
	神奈	Ш	36	32	4	11,312	9,738	1,574
	西		23	26	△ 3	7,436	5,777	1,659
	中		37	59	△ 22	13,033	11,499	1,534
	南		17	36	△ 19	11,502	9,645	1,857
	港	南	28	37	△ 9	10,680	8,634	2,046
行	保土ク	俗	26	29	△ 3	10,068	8,488	1,580
政	旭		25	33	Δ8	12,017	10,064	1,953
区	磯	子	16	22	△ 6	8,303	6,881	1,422
別	金	沢	16	30	△ 14	9,547	8,362	1,185
件	港	北	49	41	8	14,521	12,257	2,264
数	緑		24	14	10	8,136	6,788	1,348
	青	葉	24	31	△ 7	11,133	9,108	2,025
	都	筑	21	28	△ 7	7,737	6,267	1,470
	戸	塚	46	30	16	13,358	11,151	2,207
	栄		15	9	6	5,695	4,739	956
	泉		16	23	△ 7	7,572	5,940	1,632
ŀ	瀬	<u>~</u>	8	19	\triangle 11	6,298	5,085	1,213

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災 件数	受 持 消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	3	1 77 111
寿東部連合町内会	2	2分団
中村地区連合町内会	2	2 <i>)</i> (1
蒂 田 連 合 町 内 会	3	
お三の宮地区連合町内会	0	3分団
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ケ谷地区連合町内会	0	
北永田地区連合町内会	0	4分団
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	1	5分団
大岡地区連合町内会	-0	5万国
人间地区座台间内云	0	
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	. 1	6分団
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	1	
連合未加入自治会、その他	1	1~6分団
合 計	17	Aberbiersterensessessessessessessessessessessessesse

5 南消防団受持地域別火災件数

○	可地级所入火计数
分団名	発生件数(件)
第1分団	3
第2分団	4
第3分団	5
第4分団	0
第5分団	1
第6分団	4
合 計	17

かわら版(10月号)

出張版"

発行者:南消防署

防災で与己やを寒酷しました

日 時:令和4年9月 | 5日(木) 場 所:横浜市立南吉田小学校

内 容: 子供たちが楽しく防災を学べるコミュニティづくりとして横浜橋通商店街を中心

に始まった〔防災てらこや〕で、初となる出前授業を実施しました。

「防災減災トレーニングルーム」、「災害時に役立つ手話・コミュニケーション方法について」「災害時のトイレについて」の3つの授業を行い、修了の証としてマスコットキャラクターのシールを配布しました。 受講した3年生は、てらこやを通じて防災・減災について楽しく学習



マスコットキャラクター



防災減災トレーニングルーム



手話・コミュニケーション 方法について



災害時のトイレについて

救急担当

扇谷ん元一に出属しました!

日時:令和4年10月2日(日)

場 所:南区役所・南公会堂(南区浦舟町2-33)

内 容: 健康と福祉をテーマにした「令和4年度第31回いきいきふれあい南なんデー」 が、パネル展示等を中心とした感染防止対策に配慮した形で3年ぶりに開催され ました。

南消防署のブースでは、区民の皆様に救急医療及び救急業務に対する正しい 認識と理解を深めていただくことを目的に、心肺蘇生法やAEDの取扱いの指導や 救急に関する相談等を行いました。南消防署は、救急業務への理解や関心を高め てもらえるよう、今後もさまざまな活動を行ってまいります。





ご来場いただいた皆様、 ありがとうございました!



当日の様子



お出かけはマスク戸締り火の用心

令和4年度 南火災予防協会防火ポスターコンクール





最優秀 南火災予防協会長賞 大岡小学校 3年生 岩佐 投駕 さん



住宅用火災警報器の点検をしていますか?

11月9日と3月1日は住宅用火災警報器の「市内一斉点検の日」

南区区連会承認悉号第33号 掲示期間·令和4年12月31日

南消防署 南消防回 南火災予防協会

区 連 会 説 明 資 料 令和4年10月20日 消 防 局 予 防 課

「(仮称) よこはま防災パーク」の創設に向けた市民意見募集の実施について

1 背景・趣旨

地域住民の皆様への防火防災指導は、本市独自の家庭防災員制度や消防職員が地域に出かけて行う防災訓練会等により推進してきましたが、高齢化等の社会構造の変化やコロナ禍による影響等から、参加者の減少や固定化といった課題を抱えており、これまでの実施手法のままでは、より多くの方に防災に必要な知識を提供することが困難な状況となっています。

こうした状況やデジタル化による社会生活の急速な変化を踏まえ、時間や場所にとらわれず、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「(仮称) よこはま防災パーク」を創設します。

また、11月から12月にかけて市民意見募集を実施します。

2 (仮称) よこはま防災パークの概要

(1) 目的

いつでも、どこでも、誰でも、災害へ備えるうえで必要となる知識や技術を気軽に学び、市民一人ひとりの防災力が向上して、いざという時の適切な行動につなげることで自助の裾野を広げる。

- (2) 学習方法:ウェブサイト上から自由に学習
- (3) 内容

ア 自主学習:短編動画の視聴により防火・防災に関する知識を学習

<自主学習の内容(案)>

コース	内容
一般	火災、地震、風水害ごとに、災害の危険性、事前の予防対策、災害発生時の適切 な行動等を学ぶ。 また、ケガの予防対策や心肺蘇生法など、救急時の対応を学ぶ。
子ども	幼児、小学生、中学生が、災害時の適切な行動を楽しみながら学ぶ。
事業所	防火管理者や責任者が、消防用設備等の使用方法や避難誘導など、事業所の安全を守るための知識を学ぶ。
地域	自治会・町内会やマンション管理組合等の「町の防災組織」が、訓練の実施手法 や活動に必要な知識を学ぶ。

イ 効果確認:動画視聴後、ウェブサイト上で効果確認テストを実施

<自主学習ページのイメージ>

<効果確認テストのイメージ>





ウ 実技:「一般コース」の効果確認テストを修了された方に対して実技講習を実施 ※ウェブサイト上で申し込み、横浜市民防災センターや消防署で受講

<実技講習の内容(案)>

コース	火災	地震	風水害	救急
	消火器取扱 煙からの避難体験	地震体験	水災害体験 マイ・タイムライン	心肺蘇生法 AED 体験
内容				

3 受講促進

- (1) 広報よこはま等の広報紙、ツイッターや横浜市公式 LINE 等の SNS、出初式や防災 フェアのほか、各区局・消防署が行う防災イベント等、あらゆる機会を通じて、広く市 民の皆様へ PR していきます。
- (2) 横浜市町内会連合会や各区連合町内会の定例会等を通じて、地域住民の皆様へ受講促進をお願いさせていただきます。

4 防火防災指導に係る既存事業の今後の取組

(1) 家庭防災員制度については、近年、研修受講者数や自主活動等の減少が顕著となっているほか、家庭防災員の推薦事務を依頼している自治会町内会にご負担をおかけしていることも踏まえ、「(仮称) よこはま防災パーク」の創設とあわせて、見直していきたいと考えます。

【家庭防災員制度の見直し(案)】

- 「(仮称) よこはま防災パーク」の一般コースは、家庭防災員の研修内容を基本とし、誰でも自由に受講できることから、家庭防災員研修受講者の推薦事務は廃止し、家庭防災員の新規募集は行わないこととします。
- 引き続き、家庭防災員の活動を継続していただける方々には、消防署として当該活動の支援 に努めてまいります。
- (2) 消防職員が地域で行う防災訓練会については、参加者の固定化等の課題があるものの、地域の皆さまが集まって、実際に消火器の取扱や心肺蘇生法などを実技として学ぶ機会があることや、共に防災を学ぶことで顔の見える関係が構築されるなど、得られる効果は大きいと考えています。「(仮称)よこはま防災パーク」の活用をご案内する一方、これまでの防災訓練会等も、地域の要望に応じて実施させていただくこととしており、地域の皆様からのニーズに柔軟に対応していきます。

5 市民意見募集

- (1) 募集期間:11月中旬から約1か月間
- (2) 意見提出方法:郵送、FAX、電子メール、持ち込み

6 今後のスケジュール

令和4年12月~3月:コンテンツ制作、システム構築/令和5年4月:市民利用開始

自治会町内会加入促進用動画

を作成しました。





自治会町内会加入促進用の動画を作成しましたのでお知らせします。

現在横浜市公式 YouTube「横浜チャンネル」にアップしていますのでご覧いただくこ とができます。

自治会町内会においては、団体のホームページにリンク付けすることもできます。 また動画データをお渡しできますので、加入促進活動にご利用ください。

【動画アップの詳細】

タイトル:自治会町内会加入プロモーション動画「このまちのためにできること」

横浜チャンネル 自治会加入

• 動画 URL: https://youtu.be/z-WHPDHMQIE



【動画イメージ】①→②→③→④











自治会町内会活動を通じてのふれあいを描いています。

【動画種類】 YouTube は横型のみです。

- 15秒(横型、音声・テロップ有)
- ・15 秒(縦型、音声・テロップ有) ※縦型・横型共に同内容です。

【ご利用の一例】

- 各自治会町内会のホームページにリンク付け(埋込み)ができます。
- ・地域のイベントにて、動画を流すことができます。

【動画データの提供】

・お住まいの区役所地域振興課あて申請いただければ、動画データを提供いたします。 申請書については、各区役所地域振興課あてお問合せください。 (下記連絡先をご参照ください。)

	各区地域振興課	TEL (045	5)
		メールア	ドレス
鶴見区	510-1687	金沢区	788-7801
	tr-chishin@city.yokohama.jp	並バム	kz-chishin@city.yokohama.jp
神奈川区	411-7086	 港北区	540-2234
	kg-chishin@city.yokohama.jp	名和区	ko-chishin@city.yokohama.jp
西区	320-8389	 緑区	930-2232
	ni-chiikishinko@city.yokohama.jp	祁水区	md-chishin@city.yokohama.jp
45	224-8131	 青葉区	978-2291
中区	na-chishin@city.yokohama.jp	月未心	ao-chishin@city.yokohama.jp
あ口	341-1235	都筑区	948-2231
南区	mn-chishin@city.yokohama.jp		tz-chishin@city.yokohama.jp
洪古区	847-8391	戸塚区	866-8411
港南区	kn-chishin@city.yokohama.jp	尸场区	to-chishin@city.yokohama.jp
保土ケ谷区	334-6303	栄区	894-8391
休工プ合と	ho-chiiki@city.yokohama.jp	木区	sa-chishin@city.yokohama.jp
旭区	954-6091	泉区	800-2391
	as-chishin@city.yokohama.jp	永区	iz-chishin@city.yokohama.jp
磯子区	750-2391	瀬谷区	367-5691
成丁丘	is-chishin@city.yokohama.jp	(根づら)	se-chishin@city.yokohama.jp

横浜市市民局地域活動推進課 担当 川口、渡邉 Tul 671-2317 FAX664-0734 sh-jichikai@city.yokohama.jp

お知らせ

第42回ボイス・オブ・ユース表彰式の一般観覧を中止します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、12月に予定していたみなみん(南公会堂)でのボイス・オブ・ユース表彰式の一般観覧を中止いたします。

南区青少年指導員協議会

南区区連会承認第36号掲示期間:4年12月4日まで

「子どもの笑顔は社会のたから」



11月は「子供·若者育成支援強調月間」

青少年の豊かな成長のために、まず大人から行動しましょう。

青少年指導員は

地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織 活動を推進すると共に、青少年の非行防止、社会環境健 全化活動を行い、青少年の健全育成に率先して取り組ん でいます。



「青少年を見守る社会をサポートする 横浜市青少年指導員のシンボルマーク」

横浜市青少年指導員連絡協議会

イラスト協力 横浜市立永田中学校 関野 佑美 さん

南区区連会承認第37号 掲示期間:4年11月30日まで

区 連 会 10 月 定 例 会 令 和 4年 1 0 月 2 0 日 資 源 循 環 局 業 務 課

バッテリーの取り外せない充電式小型家電の出し方について(お願い)

今年度、コードレス掃除機やロボット掃除機などの<u>**充電式小型家電のバッテリーを原因と</u>** した収集車の火災が急増しています。</u>

バッテリーに使用されるリチウムイオン電池は、圧力や強い衝撃を受けると発熱・発火する恐れがあるため、充電式小型家電を「燃やすごみ」の日に出す際は、バッテリーを取り外すようお願いしています。

しかし、バッテリーを取り外せない小型家電も多いため、それらが生ごみ等と同じ袋に混ぜて出され、収集車の中で押しつぶされることで火災が起きていると考えられます。

つきましては、火災が起こらないよう、バッテリーの取り外せない小型家電については、 燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に出していただくようお願いする 旨をご案内した たチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 バッテリーの取り外せない小型家電の出し方

これまで:燃やすごみの日に、燃やすごみ(生ごみ等)と同じ袋で集積場所へ
↓

これから:燃やすごみの日に、**燃やすごみ(生ごみ等)とは別の袋**で集積場所へ ※バッテリーのない小型家電は、これまでの出し方でお出しいただけます。

2 資料(裏面)

バッテリーの取り外せない小型家電の出し方チラシ

担当:業務課資源化係

電話: 671-3819 FAX: 662-1225

源循環局からのお願い

バッテリーの取り外せない 五リまで記している。 コードレス掃除機 ロボット掃除機など 然やすごみとは別の袋で 「燃やすごみの日」に出してください

バッテリーによる収集車の火災が多発しています





燃やすごみに 混ぜないで!

バッテリーの取り外せない充電式小型家電











ドレス掃除機

ロボット掃除機

電動工具

電気シェーバー

手持ち扇風機

燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に

一番長い辺が50cm以上のものは「粗大ごみ」(金属製品の場合30cm以上)



30×15cm未満の小型家電は 区役所等に設置された ピンクの回収箱に入れて **リサイクル**にご協力ください! ※バッテリーの付いていない小型家電は、 燃やすごみに混ぜて出すことができます。

※バッテリー・モバイルバッテリーは、家電量販店や 区役所等にある黄色い回収缶に出してください。

お問合せ先:資源循環局 各区収集事務所



区連会 10 月定例会説明資料 令 和 4 年 1 0 月 2 0 日 資 源 循 環 局 業 務 課

年末年始のごみと資源物の収集日程について

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様 へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

本年度は、燃やすごみの収集日が「火・土曜日」の地域について、年末と年始の収集の間隔が1週間以上空いてしまうため、臨時収集日を設けます。例年とは異なる収集日程となりますので、ご留意ください。

なお、日程をお知らせするためのチラシの班回覧については、自治会の負担軽減の観点から前年同様中止させていただきます。

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示版へのチラシ掲出をお願いいたします。掲示板用チラシにつきましては、11月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 年末年始の収集日程について

- (1) 12月31日(十)から1月3日(火)まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」の収集日が「火・土曜日」の地域は、以下の日程で臨時収集を行います。 12月29日(木)、1月5日(木)

2 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出 ※11月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま12月号(市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページ

3 資料(裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当:業務課計画係(収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係(広報に関するお問合せ)

電話:671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX : 業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

12月31日(土)から1月3日(火)まで、

収集はお休みさせていただきます。

収集日程を お確かめの上、 ルールを守って お出しください。		の上、 守って	燃やすごみ 燃えないごみ・スプレー缶・乾電池 月・金 曜日が 収集日の地域 収集日の地域		プラスチック製 容器包装	缶・びん・ ペットボトル 小さな金属類
		27日(火)		通常収集日	は出り回口	194511
	10	28日(水)			通常の曜日	とおり 収集します
	12 月	29日(木)		臨時収集日	※分別されてい	
		30日(金)	通常収集日		*	X来 C C C C 70。
-		31日(土) 1日(日) 2日(月) 3日(火)		しまお休み 源物を絶対に出され		スリム 「ヨコハマ3R夢!」 ○ ユアナイーオ
	·	4日(水)				
	月	5日(木)		臨時収集日	通常の曜日	どおり 収集します
	6日(金)	通常収集日		※分別されてい	ハないものは	
	7日(土)		通常収集日	Ц	又集できません。	
		8日(日)				

※ ごみと資源物は、各収集日の朝8時までにお出しください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、

実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み 電話でのお申込みは12月31日(土)から1月3日(火)までお休みします。



※12月のお申込みは特に混み合い、 年内の収集にお伺いできない場合がございます。

〜 粗大ごみのお申込みについてはこちらから

又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

桜の剪定枝を使って 区の花「さくら」の PR に 協力していただける方、募集中!

区民のみなさんに愛されている南区の花「さくら」。

大岡川プロムナードをはじめ、区内に植えられている桜の木を良好に維持するため、南土木事務所では定期的に桜の枝先の剪定を行っています。

この桜の枝先を活用し、区の花「さくら」の PR に協力していただける方へ、桜の剪定枝をお譲りします。

お譲りするもの

桜の剪定枝

(長さ100 cm程度の枝先を一抱えで1束)

応募できる方

桜の剪定枝を活用し、区の花「さくら」の PR ができる方。 ▲写真は5束分です。 (桜の剪定枝を使って作品を作り、展示やウェブページで情報発信するなど)

< <昨年度の PR 例> >



▲リースを作成し、窓口に展示して いただきました。



▲枝でブローチを制作し、卒園する お子さんにお配りいただきました。



▲桜の枝を煮出した染料を使って、桜 染め体験会を開催いただきました。

申込み方法・その後の流れ

ウェブ

<u>申込み</u>フォームからお申し込みください。

1

郵送・FAX・持込み

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、下記提出先へ送付またはご持参ください。



▲申込みフォーム

- ■申込み期限 11 月 25 日 (金) (必着)
- 2 結果をご連絡します。(12月上旬頃)
- 3 受け渡し日時・場所をご連絡します。(12月中旬頃)
- 4 区役所が指定する日時・場所に受け取りにお越しください。(12月下旬)
- **5** 桜の剪定枝を活用し、区の花「さくら」の PR を行ってください。 あわせて、作品の写真等を区役所にも送付ください。

【提出先・お問い合わせ】

南区役所 区政推進課 企画調整係 (南区役所 6 階 64 番)

〒232-0024 南区浦舟町 2-33

TEL: 341-1232 FAX: 341-1240 Mail: mn-kikaku@city.yokohama.jp

裏面あり

<u>\Lambda</u> 申込み前に必ずお読みください 🗘



FAX:341-1240

- 数に限りがあるため、お渡しできない場合や、数量の希望に沿えないことがあります。 ※申込み多数の場合は、南区在住・在勤・在学の方を優先で、抽選を行います。
- り受け渡しは、区が指定する日時・場所で行います。また、運搬は各自で行ってください。
- 市販されている木材とは異なり、水分を含んだ重い「生木」を「樹皮のついた状態」で お渡しします。
 - ※防腐剤・防虫剤等の処理はしていません。
 - ※乾いてくるとヒビが入る可能性があります。
- 形状、生育場所等の希望や加工の要望(「もっと細い枝がいい」「〇〇の場所の桜を使いたい」「〇cmに切って欲しい」「樹皮を除いて欲しい」等)にはお応えできません。

南区役所区政推進課あて

	<u> </u>		
ふりがな			
氏 名			
団体で申込の場合			
所属団体・法人名			
住所・〒			
電話番号	FAX		
电阳田分			
	<u></u>		
メールアドレス			
 南区に在住・在勤・在学ですか? は い ・	いいえ		
希望量 束 ※長さ 100 cm程度の枝先を一抱えで 1 束です。			
桜の剪定枝を活用した区の花「さくら」の PR 方法	を具体的にご記入ください。		
(例:桜の剪定枝で毛糸を染めて編み物を作り、展示会を行います。)			

※さくら PR 事業の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条 例」の規定に従い適正に管理し、結果連絡等連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。





横浜市南区地域自立支援協議会主催

障害者作品展示会

2022年

12月6日(火)

7日(水)

9:00~16:00

南区役所1階 多目的ホール (南区浦舟町 2-33)



プログラム

- ◆ 障害者の創作した作品の展示・販売 (障害者施設の自主製品)
- ◆ 啓発動画の放映



サンタプロジェクト同時開催

来場者にクリスマス プレゼントを ご用意しています

※写真はイメージです 数に限りがあります



ご来場の注意

- 体調のすぐれない方はご来場をお控えください
- ご入場は必ずマスク着用にてお願いいたします

障害のある子の「親なきあと」

「親あるあいだ」の準備~

2022年12月6日(火) 13:00~15:00 (開場12:30)

定員250名 (先着順)

南公会堂 ホール (横浜市南区浦舟町2-33)

※可能な限り公共交通機関でお越しください。

参加費

無料

わたなべ しん

講師

「親なきあと」相談室 主宰 / 行政書十・社会保険労務十

1961年生、福島県会津若松市出身。

東京都行政書士会世田谷支部所属、東京都社会保険労務士会所属 2級ファイナンシャルプランニング技能士

世田谷区区民成年後見人養成研修修了、世田谷区手をつなぐ親の会会長 〈主な著書〉

- ・障害のある子の「親なきあと」 「親あるあいだ」の進備 ・障害のある子の住まいと暮らし(ともに主婦の友社)
- ・まんがと図解でわかる障害のある子の将来のお金と生活(自由国民社)
- ・障害のある子が安心して暮らすために支援者が知っておきたいお金・福祉・くらしの仕組みと制度(合同出版)



お申込み方法(申込み期間:11月1日~11月30日)

●インターネットで申込み 横浜市電子申請・届出システムからお願いします。





https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/ apply/5a3d1cdc-342e-45d9-86b0-d96b26ebf8c5/start

- FAXで申込み
 - 下記の氏名、電話番号を記入のうえ、事務局までお願いします。
 - ➡045-341-1144(南区高齢・障害支援課)

氏名	電話番号
TALE MEDICAL STREET	



横浜市営地下鉄 阪東橋駅 徒歩約8分 京急線 黄金町駅 徒歩約14分

講演会の配信について(期間限定)

●講演会の様子を南区役所ホームページで配信します。 2023年1月下旬から1か月間の期間限定(予定)



https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/ fukushi_kaigo/fukushi/torikumi/syogai/syogai.html

- 体調のすぐれない方はご来場をお控えください。
- ご入場は必ずマスク着用にてお願いいたします。 ● 受付時には、検温・アルコール消毒をお願い いたします。

お問合せ先:南区地域自立支援協議会事務局(南区高齢・障害支援課)

電話:045-341-1141

南保発第18号令和4年10月20日

自治会町内会 各位

南保護司会 会長 工藤 昌代 南区更生保護女性会 会長 青山 かなよ

会報「更生保護みなみ第55号」の広報協力について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、かねてより両会が推進しております更生保護事業の諸般にわたり、ご支援、 ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり両会が実施している主要行事や日ごろの活動状況等を広く住民の方々にご紹介し、ご理解を深めていただくため標記会報を毎年春期と秋期に 定期刊行しております。

このたび第55号を作成いたしました。

ご多用の中、誠に恐縮ですが、会報を回覧数分お送りいたしますので貴町内会にて ご回覧いただきたく、ご配慮をお願いいたします。

> 【問合せ先】 南保護司会・南区更生保護女性会 事務局 久保田

TEL: 260-2510

区連会 10 月定例会資料令和4年10 月20 日建 築局都市計画課

用途地域等の見直し都市計画市素案(案)の縦覧(閲覧)及び 意見募集について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

この度、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案である市素案(案)を作成しましたので、縦覧(閲覧)及び意見募集を実施します。

2 市素案(案)の縦覧(閲覧)

(1) 期間

令和4年10月12日(水)から11月30日(水)

(2) 縦覧(閲覧)場所

見直し候補地区の詳細の図面を以下の場所で確認することができます。

- ア 建築局都市計画課(市庁舎25階)
- イ 各区役所の区政推進課(中区を除く)
- ウ 建築局都市計画課のホームページ
- ※ 10月に市内各所で市民説明会を開催しており、併せて11月30日(水)まで説明会 と同じ説明動画を市のホームページにて配信します。
- ※ 見直しの概要はリーフレットでまとめています。

3 意見募集

横浜市 用途地域 見直し

検索

(1) 期間

令和4年10月12日(水)から11月30日(水)

(2) 提出方法

郵送、持参、電子申請・届出システム

4 添付リーフレットの配布場所

- (1) 見直し候補地区へ戸別配布(9月15日から10月16日で配布予定)
- (2) 各区役所の広報相談係
- (3) 建築局都市計画課の窓口(市庁舎 25 階)
- (4) 市民情報センター(市庁舎3階)
- (5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス
 - ※ リーフレットは市のホームページからもご覧いただけます。

【担 当】建築局都市計画課 太田、飯島、下田 【連絡先】 671-2658 港南区機子区南区

横浜市からのお知らせ

用途地域等の見直し

都市計画市素案(案)の公表及び説明会の開催について

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

見直しの候補地区は中面をご覧ください!



用途地域等

「用途地域」とは土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、 建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直しや特別用途 地区の指定も行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

② なぜ見直しを行うのか?

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、 建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイル ス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、 社会情勢が大きく変化しています。

これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や 多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域 等について見直しを行います。

② 都市計画市素案(案)とはなにか?

本市が作成した、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案のことです。

今回、都市計画市素案(案)の縦覧や説明会等を行い、市民のみなさまのご意見を伺った上で、検討を深度化させ、都市計画手続に移りたいと考えています。

(詳細なスケジュールはP4に記載)

INDEX

- 説明会・動画配信の実施P2~3
- スケジュール/縦覧(閲覧)及び意見書の受付P4
- 都市計画市素案(案)の策定P5~6

都市計画市素案(案)説明会

※各日とも説明内容は同じです。
※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
※開場時間は開始時刻の30分前です。

1 鶴見区民文化センター

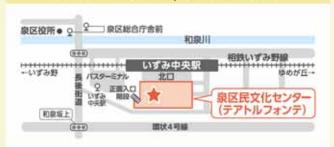
令和4年10月12日(水)午後7時開始



鶴見区鶴見中央1丁目31-2 最高駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅/京急本線「京急鶴見」駅

3 泉区民文化センター

令和4年10月14日(金)午後7時開始



泉区和泉中央南5丁目4-13 最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

5 緑公会堂

令和4年10月17日(月)午後7時開始



緑区寺山町118 最寄駅▶JR横浜線·市営地下鉄「中山」駅

7 旭公会堂

令和4年10月19日(水)午後7時開始



旭区鶴ヶ峰1丁目4-12 服容駅▶相鉄本線「鶴ケ峰」駅

2 瀬谷区役所(5階会議室)

令和4年10月13日(木)午後7時開始



瀬谷区二ツ橋町190 最春駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

4 関内ホール(小ホール)

令和4年10月15日(土)午後2時開始



中区住吉町4丁目42-1 最寄駅▶JR根岸線·市営地下鉄「関内」駅

6 都筑公会堂

令和4年10月18日(火)午後7時開始



都筑区茅ケ崎中央32-1 最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

8 金沢公会堂

令和4年10月20日(木)午後7時開始



金沢区泥亀2丁目9-1 服备駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイム で文字表示しますが、手話適訳をご希望の方は、 各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子 申請システムから申請をお願いします。





日時 令和4年10月12日(水)~11月30日(水)

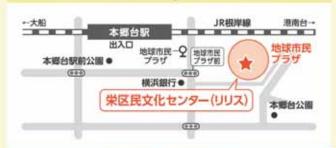
※動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 用途地域等の見直し説明会

Q

9 栄区民文化センター

令和4年10月21日(金)午後7時開始



栄区小菅ケ谷1丁目2-1 最奇駅▶JR根岸線「本郷台」駅

① 港北公会堂

令和4年10月24日(月)午後7時開始



港北区大豆戸町26-1 最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

13 磯子公会堂

令和4年10月26日(水)午後7時開始



磯子区磯子3丁目5-1 屬奇駅▶JR根岸線「磯子」駅

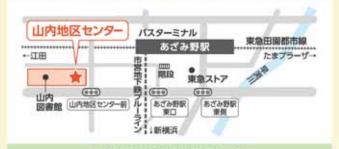
19 戸塚公会堂

令和4年10月28日(金)午後7時開始



戸塚区戸塚町127 服寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

令和4年10月23日(日)午後2時開始



青葉区あざみ野2丁目3-2 最奇駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

20 保土ケ谷公会堂

令和4年10月25日(火)午後7時開始



保土ケ谷区星川1丁目2-1 最奇駅▶相鉄本線「星川」駅

7 港南公会堂

令和4年10月27日(木)午後7時開始



港南区港南中央通10-1 最奇駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

13 南公会堂

令和4年10月31日(月)午後7時開始



南区浦舟町2丁目33 最寄駅▶京急本線「黄金町」駅·市営地下鉄「阪東橋」駅

スケジュール

令和3年8月

「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年12月~ 令和4年 1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の公表 及び 市民意見募集の実施 ………詳細はHPへ

令和4年 3月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定 詳細はHPへ

今回

令和4年10月~ 令和4年11月 都市計画市素案(案)の公表 …… 詳細はP5~6へ

説明会・動画配信の実施 ……… 詳細はP2~3へ

縦覧(閲覧)及び意見書の受付 …… 詳細はP4へ

令和5年度以降

都市計画市素案の策定

都市計画手続(素案説明会·公聴会·縦覧·都市計画審議会)

●都市計画変更告示

縦覧(閲覧)及び意見書の受付

都市計画市素案(案)の内容を縦覧(閲覧)できます。

また、この都市計画市素案(案)について、ご意見がある方は、縦覧(閲覧)期間内に意見書を提出することができます。 いただいたご意見は、用途地域等の見直しの検討にあたって参考にさせていただきます。

また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方は、後日、横浜市ホームページで公表します。

縦覧(閲覧)期間

令和4年10月12日(水)から11月30日(水)まで(土、日、祝日は除く)

(区役所は午後5時15分まで(区役所は午後5時まで)

縱覧(閲覧)場所

建築局都市計画課 ……………………市全域の都市計画市素案(案)を縦覧できます。

●各区区政推進課〈中区を除く〉………当該区の都市計画市素案(案)を閲覧できます。

● 横浜市ホームページ ……… 市全域の都市計画市素案(案)を閲覧できます。

意見書の提出期限と方法

提出期限 令和4年11月30日(水)午後5時15分必着

●提出方法 郵送、持参、電子申請

● 提出先 建築局都市計画課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※意見書の様式は特に定めていませんが、「氏名」「住所(町名まで)」「ご意見」をご記入の上、提出してください。

個人情報等の取扱いについて

ご意見の提出に伴い取得した氏名等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い 適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用します。



iマッピー

自分の家がどのような用途地域に位置しているが確認できます。

iマッピー(横浜市行政地図)

Q



問合せ先

横浜市建築局都市計画課

2045-671-2658 A 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し





電子申請は

こちらから

用途地域等 直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部 を中心に低層の住宅地が広がっています。

近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を 中心に、用途地域等の見直しを行います。



郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき 土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、 持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。



見直し1

第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に 見直します。

特別用途地区*1の指定 見直し2

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる 地区などに特別用途地区を指定します。

対象 - 種低層住居専用地域のエリア等(版ね80ha以上)の一部

現在建築できる 建物の例













※1 特別用途地区

特別の目的から、特定の用途 の利便の増進又は環境の保 護等を図るため、用途地域 を補完する都市計画制度。

第二種低層住居專用地域

日用品店舗や喫茶店などの 独立した店舗の建築が可能になります。

(新たに建築できる建物の例(150ml以下))



-111

和-洋菓子店





理容室・英容符





お店ができたら グリーニング取次四



周辺の住環境に配慮しながら、日用品店舗などの 独立した店舗の建築や、事務所の建築が可能になります。

(新たに建築できる建物の例)



日用尽肉制 (250mliJF)







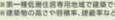


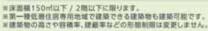
提茶店·集務所(150ml以下)



(建築物の高さや容積率、建設率などの形態制限は変更しません。(地区計画、建築協定、地区プラン、地域まちづくりルールが 定められている地域について、建築できる建物用途は変更しません。

近くにあれば 働きやすくなるね!







Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

家の近くに

便利!

目指すべき 土地利用の姿 居住者のニーズや生活スタイル等に応じた 自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3

指定容積率*280%から100%への緩和(+準防火地域*3の指定)

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が 狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を 80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定します。

- ※2 容積率… 敷地面積に対する延べ床面積(各階の床面積の合計)の割合。
- ※3 準防火地域…建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の 良い建築物にする必要がある地域。

第一種低層住居専用地域 (容積率80%/建設率50%/最低敷地面積125㎡/外壁後退なし)の一部

家が広くなって 安全にもなるんだ!



敷地面積 100ml × 容積率 80% ■ 建てられる面積 80㎡



建てられる面積 100ml

敷地面積 100m × 容積率 100%



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

その他の見直し

見直しム

工業系用途地域から住居系用途地域への 見直し(+高度地区の変更、緑化地域の指定)



工業系用途地域の中で、全て住宅 等に建て替わった地区を、周辺の 土地利用への影響を踏まえて、 住居系用途地域に見直します。

見直し5

軽易な変更等

- ●第7回線引き 4全市見直し(平成30年3月告示)で市街化 区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、 対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区に ついて、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き

無秩序な市街化を防止し 計画的な市街化を図るた め定めるもの(市街化区域 と市街化調整区域の区分)。

都市計画市素案(案)

※本資料は一部館館化(省館化)して示しています。都市計画市素案(案)の正確な 区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等 による道路や河川等の線形が変更された区域は、 事務的変更を行う場合があります。



